

第3章 区の環境の現状と課題

(1) みどり・生きもの

① みどり

平成28年度に実施したみどりの実態調査による区の緑被率¹¹は、24.1%です。前回調査（平成23年度）の緑被率25.4%と比較すると、1.3ポイント減少しました。

公園の整備や学校・公共施設の緑化等により、公共のみどりは増加したものの、その増加量を上回る私有地のみどりの減少があり、その結果、緑被率は微減しています。緑被の75.1%は、私有地のみどりが占め、将来に向けた保全が課題となっています。

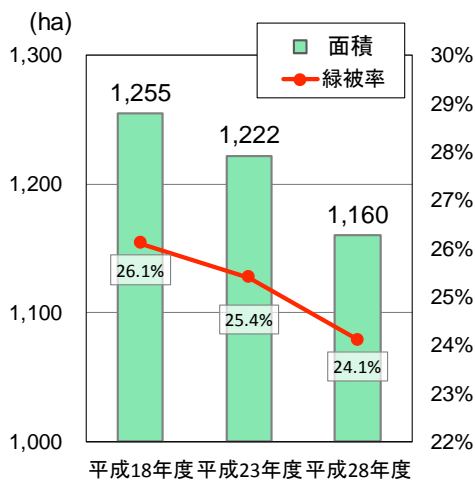


図1 練馬区全体の緑被推移

資料：区みどり推進課

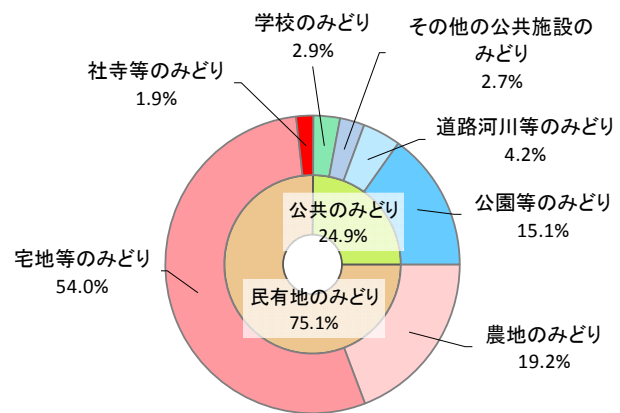


図2 所有別・土地利用別緑被地の内訳

資料：区みどり推進課

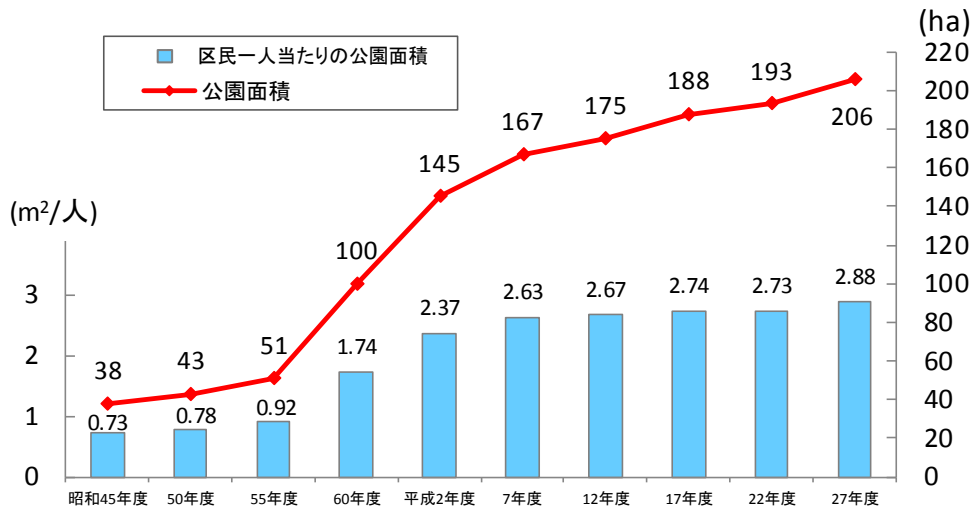


図3 公園面積の推移（各年4月1日現在）

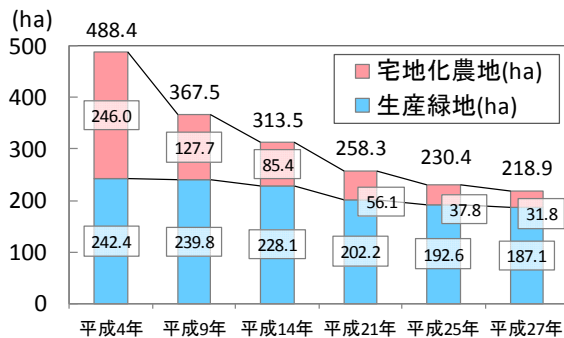
出典：練馬区勢概要（平成28年版）

¹¹ 草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の全体の面積に対する割合のこと。

② 農地

区の農地は、約 85%が生産緑地¹²、約 15%が宅地化農地¹³であり、相続時の高額な税負担等により面積の減少が続いています。都市農地は生産機能だけではなく、環境保全、防災、教育、福祉など、さまざまな面で大都市での豊かな市民生活に欠かせないものとなっています。

区は、地域交流の場として農業体験農園や区民農園の整備を進めており、平成 28 年 3 月現在、農業体験農園 17 園、区民農園 19 園、市民農園 5 園を開設しています。



農のある風景（練馬区高松）

図 4 農地面積（宅地化農地＋生産緑地）の推移

資料：区都市農業課

③ 生きものの生息環境

区内には、石神井川や白子川のほか、池や湧水、緑地や憩いの森などがあり生きものの貴重な生息環境となっています。平成 23 年度の自然環境調査によると、区内で計 2,151 種の生きものが確認されています。一方、近年のみどりの減少に伴い、生きものの生息状況への影響が懸念されます。

表 2 生物の確認種数



オオタカ
(重要種)



オオカワヂシャ
(特定外来生物)

分類群	確認種	重要種 ¹⁴
植物	1,093	48
昆虫類	727	40
クモ類	182	3
鳥類	99	40
ほ乳類	5	1
は虫類	13	8
両生類	7	6
陸産貝類	25	2
合計	2,151	148

出典：練馬区自然環境調査 概要版（平成 24 年 3 月）

課題

民有地のみどりの減少を防ぐため、みどりの保護制度のさらなる活用や、都市農地の保全に向けた制度の見直しが必要です。

区民のみどりを愛し育む活動を広げるため、区民のニーズに対応した情報の提供や活動の場の提供が必要です。また生物多様性の保全につなげる施策や普及啓発の推進も不可欠です。

¹² 都市計画法による地域地区の一種で、市街化区域内において生産緑地法に基づき指定を受けた農地のこと。

¹³ 市街化区域内で生産緑地の指定を受けていない農地。宅地並みの課税を受ける。

¹⁴ 文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト、東京都レッドリストのいずれかの選定基準で指定されている種のこと。

(2) 温室効果ガス排出量

① 練馬区

区内のエネルギー消費量は、平成12年度(2000年度)の27.6PJから平成25年度(2013年度)は22.4PJと、一貫して減少しています。これは運輸部門のエネルギー消費量がほぼ半減したことによるものであり、運輸部門以外はほぼ横ばいの傾向が続いています。

一方、温室効果ガス排出量は、平成12年度(2000年度)の2,020千t-CO₂eqから平成25年度(2013年度)には2,273千t-CO₂eq¹⁵に増加しています。これは東日本大震災以降の火力発電所の稼働増に伴うCO₂の排出係数¹⁶の悪化が大きな要因となっています。

なお、CO₂排出量の部門別割合では、運輸部門が35.6%から17.7%へ大きく減少していることにより、結果として、全体に占める家庭部門の割合が上昇しています。

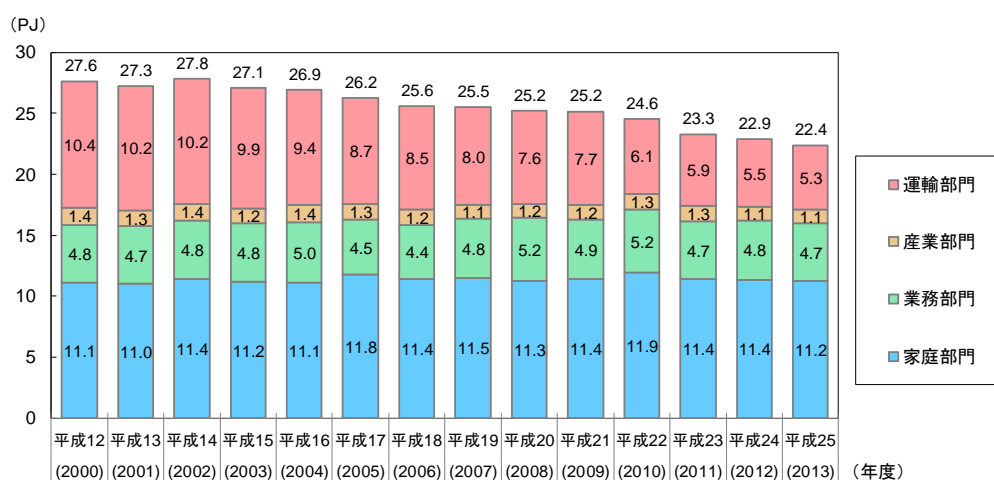


図5 部門別エネルギー消費量の推移

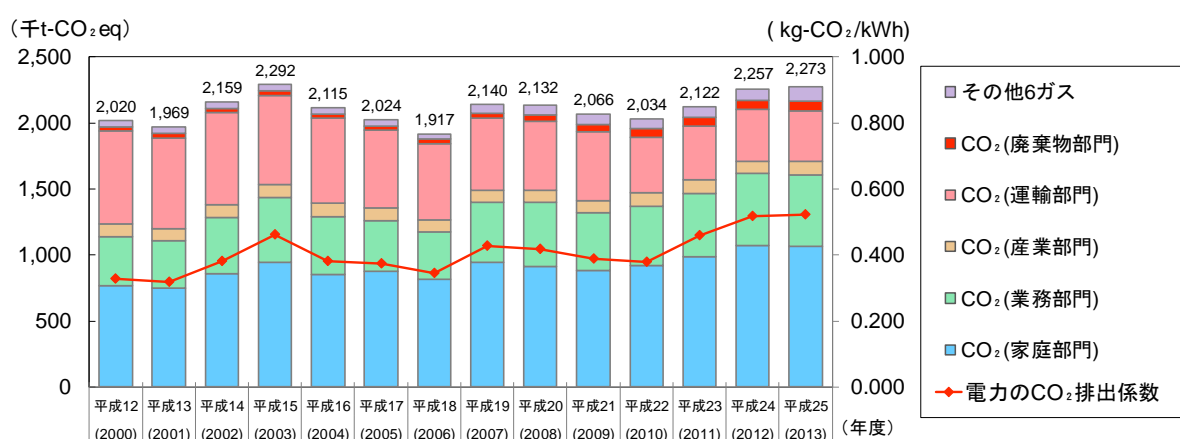


図6 温室効果ガス排出量の推移

¹⁵ equivalent の略で、CO₂eq は二酸化炭素換算の数値。

¹⁶ 電力やガスなどのエネルギーの使用によって排出される温室効果ガスの量を各エネルギーの使用量から算出するための換算値のこと。

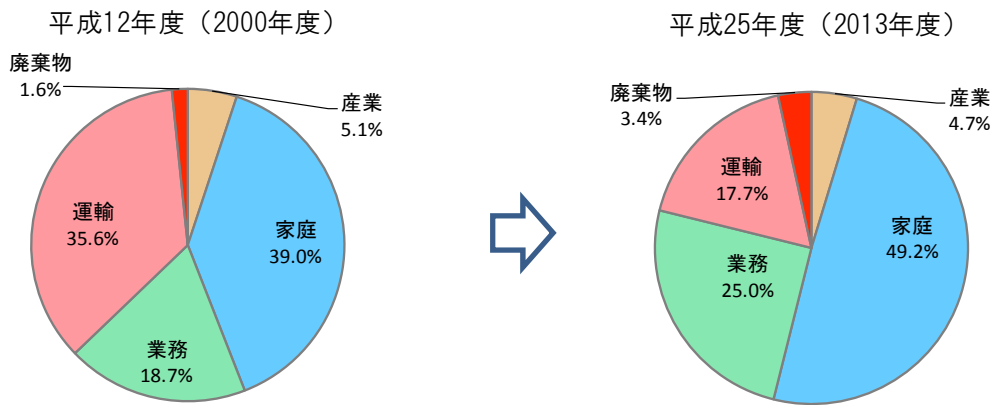


図 7 CO₂排出量の部門別割合の変化

【練馬区の温室効果ガス排出量のデータ】

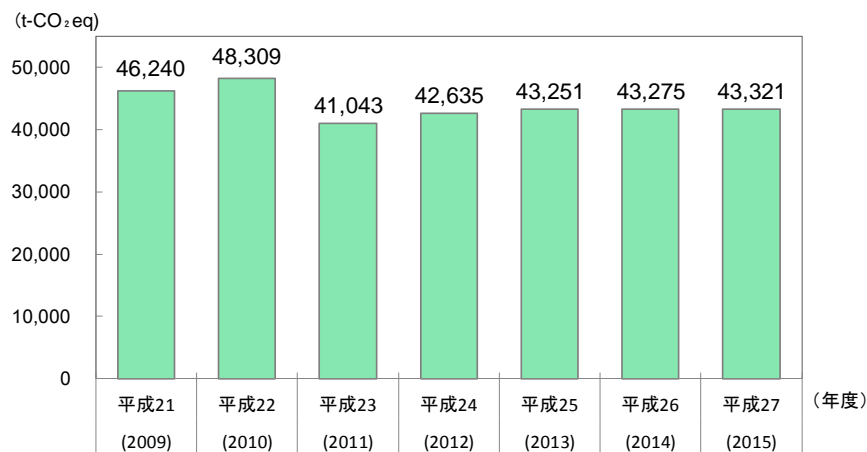
練馬区の温室効果ガス排出量は、「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2013 年度）」オール東京 62 市区町村共同事業（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）から引用しています。CO₂以外の温室効果ガスは、CO₂の排出量に換算して算出しています。

※ CO₂以外のその他温室効果ガスおよび部門については 52 ページを参照のこと。

② 練馬区役所

区は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）として、練馬区環境管理実行計画を策定し、地球温暖化対策に率先して取り組んでいます。

平成 27 年度（2015 年度）の区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、43,321 t-CO₂ eq でした。



※ 平成 21 年度（2009 年度）の CO₂ 排出係数に固定して算出

図 8 区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

資料：区環境課

課題

区内の温室効果ガス排出量削減のためには、住宅地が多くを占める地域特性から、家庭部門対策が重要になります。区民一人ひとりの取組の促進に向けた周知啓発や支援の強化が必要です。

区の事務事業における地球温暖化対策は進んでいます。今後も区内最大規模の事業者として取組の推進が不可欠です。

(3) 資源回収量・ごみ収集量

① ごみ収集量

区が収集したごみ量は 131,596t（平成 27 年度）で、平成 23 年度から 6.4%減少しました。また、区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量は 500g（平成 27 年度）で、平成 23 年度から 7.7%減少しています。

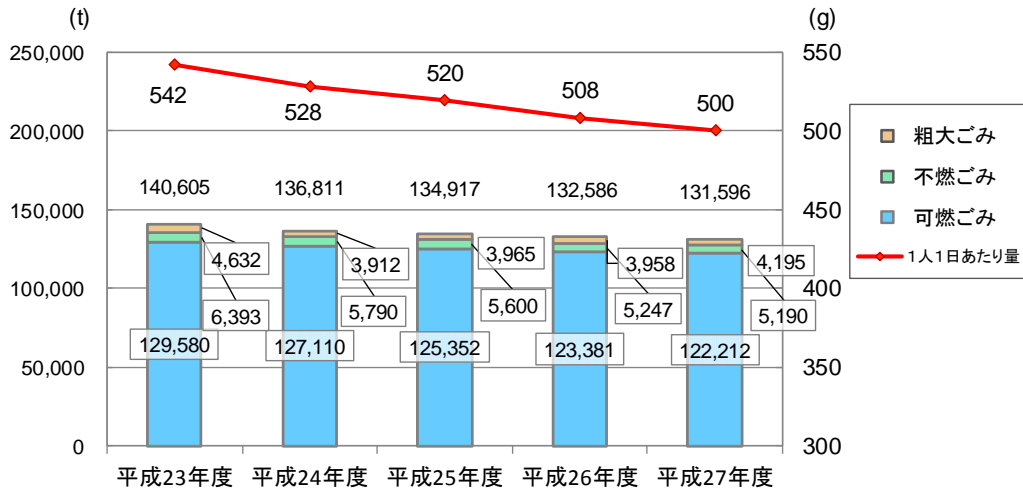


図 9 ごみ収集量と区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量の推移

資料：区清掃リサイクル課

② 資源回収量

区は、集団回収と行政回収により、古紙、古布、びん・缶、ペットボトル等の資源品目を回収しています。平成 27 年度の資源回収量は 43,427t で、平成 23 年度と比較して 4.1%減と、減少傾向を示しています。

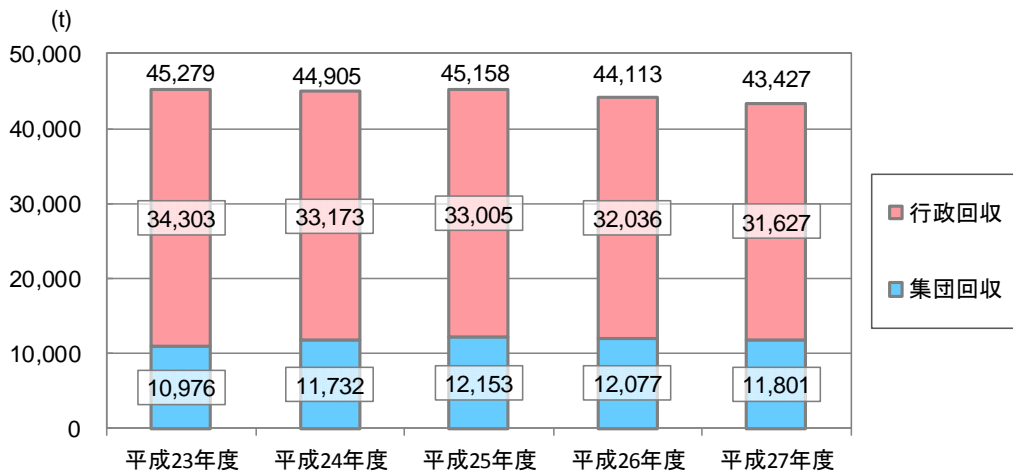


図 10 資源回収量の推移

資料：区清掃リサイクル課

課題

ごみを減量し、リサイクルの推進を図るため、区民・事業者・区の連携と協働により、3Rの優先順位の普及啓発やごみとして排出されてしまう資源化可能物の抑制、分別の徹底による資源化等に取り組んでいく必要があります。

(4) 地域環境

① 交通環境

鉄道ネットワークの発達により、都心や副都心などへのアクセスが容易になりました。その一方、区北西部には、交通の不便な鉄道空白地域（鉄道駅から1km以上離れる）があります。

都市計画道路については、区内の整備率が約5割で23区の平均を大きく下回っており、特に西部地域の整備率は約3割と整備の遅れが目立っています。また、区内に残る複数の踏切により、交通渋滞や地域分断が生じています。

これらの課題を解決するため、都営地下鉄大江戸線延伸や都市計画道路の整備、西武新宿線の連続立体交差化などの都市インフラ整備が必要です。

② 生活環境

石神井川や白子川ではBOD¹⁷が、全般的に改善し良好な状態を保っております。一方で、石神井池や三宝寺池、富士見池ではCOD¹⁸が高い状況にあります。

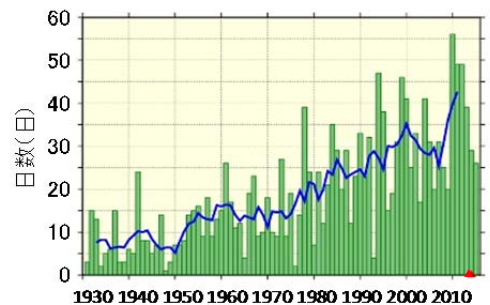
大気汚染の測定は、区内13か所で行っています。平成27年度の結果では、光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しています。

近年、適正に管理がなされていない空家が、防災、防犯面での懸念、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。また、居住者等がいながら堆積物等による不良な状態になっている、いわゆる「ごみ屋敷」も地域の問題となっています。

あわせて、緑化や無電柱化による良好な都市景観の形成、環境や健康に配慮した住まいづくりが必要です。

③ 気候変動への対応

近年の気候変動により、集中豪雨の多発や熱中症発生率の増加、熱帯夜日数の増加など、様々な影響が生じています。そのため、これまで行ってきた気候変動による現象の「緩和策」に加え、すでに表れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を進めることが求められています。区は、雨水貯留浸透施設¹⁹の増設などの水害対策や、広報活動の強化などの熱中症予防に取り組んでいます。



※緑の棒グラフは毎年の値、青い折れ線は5年移動平均
▲は観測所の移転がありデータが均質でない年

図 11 東京の年間熱帯夜日数の長期変化傾向
出典：気象庁「ヒートアイランド監視報告 2015」

課題

快適で安全な生活環境を確保するため、円滑な都市活動等を支えるための道路整備、都営地下鉄大江戸線の延伸による公共交通の充実などに引き続き取り組む必要があります。

今後も公害に関する監視・測定を継続し、水質や大気等環境の改善に向けた一層の取り組みが必要です。また、空家やごみ屋敷問題への対応も必要となっています。

さらに、環境への負荷が少ない住宅都市の実現や、近年の気候変動がもたらす水害対策や暑熱環境対策にも取り組む必要があります。

¹⁷ 水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量のこと。

¹⁸ 水中の有機物を分解するために要した酸化剤の量を酸素の量に換算した値のこと。

¹⁹ 雨水を地下に浸透させ、かつ貯留する施設のこと。

(5) 環境学習・環境行動

① 区民

多くの区民が、個人または団体で地域や学校において環境保全に関する普及啓発や情報提供などの活動を活発に行っています。区、東京都および環境省が、環境保全活動を地域で担う人材として、ねりまエコ・アドバイザー、緑化協力員、東京都環境学習リーダー、環境カウンセラーなどの委嘱や登録制度を設けており、区民や区民団体は、これらの制度を活用しながら、あるいは自主的にさまざまな活動を展開しています。

また、区は、環境学習・環境教育のための講演会、講座およびイベントの開催による環境学習事業を実施しています。平成 28 年度のエコライフチェックには、40,355 人の参加がありました。日常生活における環境配慮行動に関心を持つ区民が増えてきていると考えられます。

表 3 エコライフチェック事業への参加者と実績

年度	区民		事業者	
	参加者人数	エコライフデーの CO ₂ 排出削減量(t)	参加 事業所数	エコライフデーの CO ₂ 排出削減量(kg)
平成 17	1,582	0.358	-	-
平成 18	14,575	0.914	-	-
平成 19	25,854	3.0	-	-
平成 20	28,872	2.07	-	-
平成 21	29,056	2.19	-	-
平成 22	36,080	3.34	-	-
平成 24	32,828	3.42	-	-
平成 25	35,239	3.93	-	-
平成 26	37,320	4.26	15	19.6
平成 27	38,982	3.26	22	55.3
平成 28	40,355	3.36	21	52.1

出典：練馬区 HP

※ エコライフチェックとは、区民一人ひとりおよび事業所が環境に配慮した行動（エコライフ）に取り組む日を自ら決めて実践し、普段の日の行動と比較（チェック）することで、エコライフの効果（CO₂ 排出量の削減）を確認する啓発事業です。

なお、平成 23 年度のエコライフチェックは、東京都教育庁が実施した「“がんばろう日本” 節電アクション月間」と連動させて、区立小中学校（約 47,500 人）が参加しました。しかし、実施方法等に相違があるので集計には含めていません。

また、区は、定期的なまちの清掃活動を実施している町会・自治会や区民団体を対象に、環境美化推進地区・環境美化活動団体として指定し支援しています。

さらに、町会・自治会による練馬区環境清掃推進連絡会²⁰と区は、区内一斉清掃や駅周辺等での歩行喫煙等の防止に関する条例周知キャンペーンを実施しています。



区内一斉清掃

²⁰ 町会・自治会を中心に、まち美化・清掃・リサイクル活動を通じて地域での連帯を深め、区と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的に組織された任意団体のこと。

② 事業者

事業者においては、資源のリサイクル、電気・ガス・水の節減、事業所内の適切な室温管理などの環境配慮行動が進められています。

事業者による環境配慮行動は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律や都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等による規制への対応という面だけでなく、CSR²¹の一つとして進められるようになってきています。

③ 学校

小中学校では、理科や社会科などの各教科・領域等において、環境問題について基礎的な事項を学んでいます。最近では、学校に設置されたビオトープ²²、みどりのカーテン、校庭の芝生化、屋上緑化、太陽光発電設備などを環境教育に利用する例もあります。このような取組に加え、区は、小中学生を対象に、環境作文コンクールを実施しています。

また、区は、平成 11 年 2 月から、23 区で初となる児童を対象としたふれあい環境学習²³を開始し、現在では区内すべての区立小学校や区立保育園で実施しています。

④ 相互の協働

区は、自ら環境学習事業を実施するとともに、区民や事業者が行う環境学習・環境教育に関する活動を支援しています。

日常生活に起因する温室効果ガス排出抑制のため、区民、事業者と区が連携・協力して、継続的な温暖化対策事業を展開していく組織として練馬区地球温暖化対策地域協議会が平成 22 年 5 月に設立されています。地域協議会においては、講演会や講習会の開催などを通じて、地球温暖化対策に関する情報を発信しています。

また、「練馬 En カレッジ」事業を通じて、様々な地域の課題を区民と協働して取り組むための人材育成を推進しています。

課題

日常生活や事業活動における環境配慮の取組をさらに浸透させていくため、情報の提供や環境学習の機会・場の提供、地域の人材の活動の支援など、環境学習・環境教育事業の強化が必要です。

練馬区環境清掃推進連絡会や練馬区地球温暖化対策地域協議会の取組など、さまざまな活動の中で区民や事業者との連携が行われていますが、連携・協力の仕組みをより強化していく必要があります。

²¹ 企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

²² 多様な生物が生育・生息可能な環境を備えた場所のこと。

²³ ごみの分別や出し方、リサイクルについて理解と協力を深めるため、区内の区立小学校や区立保育園で実施している環境学習のこと。